

平成 30 年 8 月 29 日

国立大学法人群馬大学との取引における留意事項

1. 法令の遵守

群馬大学は、社会の一員であることを自覚し、社会の模範となることを目指し、社会規律、法令、学内規則等を遵守した取引を実現することにより、一切の不正な取引を排除します。

〈留意事項〉

- (1) 本学の活動資金は公的なものであることを踏まえ、適正な資金の執行を行うために、本学の会計規則を遵守することなどを誓約いただける方とお取引を行います。
- (2) お取引にあたり、贈賄、談合及び本学教職員との癒着などの不正な取引を徹底して排除するために、誤解が生じないよう努める必要があります。
- (3) 次の行為は、不正な取引とみなします。
 - ① 預り金（本学教職員からの預け金依頼の承諾）
 - ・ 本学教職員から取引先様に架空取引を指示し、契約した物品が納品されていないのに納品されたものとして代金を支払い、その支払金を当該取引先様に管理させるもの。
 - ② 取引事実と異なる書類の提出
 - ・ 納品していないのに、納品したとして納品書・請求書を提出すること。
 - ・ 実際に納品したものとは異なる品名で納品書・請求書を提出すること。
 - ・ 実際に発行・提出した日とは異なる日又は空欄で書類を提出すること。
- (4) お取引にあたり、仕様を充分にご確認の上、納品等をお願いいたします。なお、納品等の際、本学の検査に不合格であった場合には、速やかに交換等をお願いします。
- (5) 発注は、原則として本学契約担当部署の事務職員が行います。
ただし、1日における同一業者への発注合計額が 50 万円未満（税込み）となる物品購入及び役務契約については、発注を承認された教職員が発注することができます。
この場合は、原則、予算管理責任者の署名がある本学所定の発注書により発注します。
なお、1件の取引として取引できるものを意図的に分割して発注することは認めていません。
また、次の取引が本学契約担当部署の事務職員以外の教職員から発注されることはありません。
 - ① 法令等の定めによる場合及び本学の名称を含んだ契約書の取り交し

が必要な場合

- ② 土地・建物の購入、売払、貸付及び資産（物品・無形固定資産）の売
払、貸付
 - ③ その他、本学が教員から直接受注することが出来ないことを表明し
ている取引案件
- (6) 納品検収は事務部担当者が行います。また、本学契約担当部署の事務職
員以外の発注を承認された教職員からの発注の場合は納品検収時に発注
書の写しを事務部担当者へご提出ください。
- (7) 次の行為を行う場合には、事前に本学契約担当部署まで届け出でてくださ
い。
- ① 本学教職員に対する無償での物品の貸出（将来の売買を前提とした
貸出を含む）
 - ② 本学教職員に対する物品等の無償提供（試供品及びデモンストレー
ションと称する提供を含む）
- (8) 本学の納品検収制度については、添付の「取引業者の皆様へ 国立大学
法人群馬大学における物品等の発注・納品・検収」及び「物品等の発注・
検収にかかるQ&A（取り引き業者向け）」をご参照ください。
- (9) 本学の会計規則等は、群馬大学ホームページで公開していますので、お
手数でも次のURLからご確認をお願いします。
<http://www.gunma-u.ac.jp/outline/out007/g1896>
または、「群馬大学調達に関する情報」で検索してください。

2. 取引先選定の公平性

群馬大学は、取引に当たっては、透明性及び公平性を確保するため競争に
よることを原則とし、競争によることができない場合には、本学の規則に基
づき取引の相手方を選定し、恣意的な選定は行いません。

〈留意事項〉

本学では、透明性及び公平性を確保し、取引の競争性を高めるため、特定の取
引先様が有利になるような仕様書の作成は行いません。

3. パートナーシップ

群馬大学は、大学運営のパートナーとして、取引先様との相互理解と信頼
関係を構築することに努めます。

<留意事項>

- (1) 本学教職員から取引に際して不適切な要請があった場合には、当該要請には絶対に応じないようお願いします。また、本学通報窓口へご連絡ください。

公益通報窓口 総務部総務課 住所 前橋市荒牧町4-2
直通電話 027-220-7003 又は 027-220-7101 直通FAX 027-220-7012
電子メール koueki@jimu.gunma-u.ac.jp (専用アドレス)

- (2) 本学契約担当部署又は本学選任の監査法人等が、取引に関するデータ(売上台帳など)の提供や売上残高の確認等の情報提供を依頼した際は、協力願います。

4. 環境配慮

群馬大学は、取引に際し環境に配慮します。

- ・関係法令
 - ア) 国等による環境物品等の取引の推進等に関する法律
 - イ) 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律

<留意事項>

本学への納入物品等は、環境に配慮したものを優先的に納入する本学の取り組みにご協力願います。